

# 部落史研究の到達点と課題(近代)

## 『部落解放史』全三巻発刊の意義

秋 定 嘉 和

### 一、総論・近代部落史研究の枠組みの崩壊

『部落解放史』の意義を一言でいえば、近代部落史研究は従来の問題意識では、もうくぐれなくなっている、崩壊しているということです。その一例として、定説的意味をもっていた部落問題研究所の新しい『部落の歴史と解放運動』をみればわかります。この近・現代編は前近代編に比べれば、不整合が目立つてきます。

なぜかという点、現在は「国民融合論」を唱えているので、「国民融合論」の立場で新しく書き直すか、それとも従来のように、全水の中の左翼的・共産党的立場で描くの

が正しいという観点で書くのか、二つに一つと考えられているようです。古い立場なら旧版があります。その立場でやろうとするなら、その批判的整合が必要になります。

「国民融合論」の立場で書くなら、これまでの『水平運動史の研究』の様な業績の批判を行わなければなりません。全部変え、体系化しなければなりません。それには理論的にもさまざま、論点も多様化し、時間が足りません。そうではない、できはいんだというのが『部落問題研究』あたりの書評ですが、あれは自画自讃です。私はそうは思いません。大変迷われた成果だと思えます。

われわれはそういうことがないように、いろいろと議論をしなければならぬと思います。従来いわれてきた左翼

的(共産党的)立場とは水平社の運動の中で出てきた基本的な流れの一つです。共通した見解、新しい成果を盛り込む立場とは、それ以外の流れも尊重し、重視するという複線・複合路線です。

この複合路線の中のもっとも大きな流れとして、社会民主主義者があります。全水の場合は大変特徴的ですが、闘闘的な社会民主主義者です。俗にいう「社民」のように、弱腰ですぐに妥協するというイメージではありません。松本治一郎に代表されるような、それこそ社共統一戦線というなら、戦闘的な社会民主主義者がインシアチブをとって共産党を包括するというような統一戦線が組めるような水平社であったのです。水平社はそういう団体として見直す必要があります。

いつごろかという点、だいたい昭和のはじめ、三・一五事件などで検挙された後は、だいたい私たちは「戦闘的な社民」主導型のそういう全水になっていくのだと思っています。そういう立場は歴史的にも実証されますし、このことに反対しているのは、ごく一部の党員の傾向の強い立場の方です。大多数の研究者は、そうだろうと言っています。そういうことを確認し、共通の認識としていくということ

が、『部落解放史』の近代編に関してはあります。

もう一つの観点ですが、今日ここに座っておられる方

は、運動関係の方ばかりではないと思います。企業の方もいるし、一般国民の方もおられる。すると、そういう人たちが参加できるような、全国的な課題、こういうものが解放運動の太い豊かな土壌の中に理論的に基礎づけられないといけないと思います。こういう風に私は考えております。そういう立場から言うと、これは当然、戦後の中で出てきた新しい波です。こういう新しい波を過去の研究の中へ、当然、投影させてゆくとどういう問題になっていくかという点、これはやはり、いろんな水平社運動・融和運動の中に出て来る民主主義的な運動の流れを掘り起こすということに、どうしてもなっています。あるいは、民主主義的なものだけでなく、自由主義的なところまで広がって、広く掘り起こしていくという作業をやってきたのが、ここ一〇年ぐらいのわれわれの仕事でした。

それは部落解放研究所の仕事の中に出てきます。一年ぐらいい前に出した『水平社運動史論』や『論集・近代部落問題』というような単行本の中にも、その観点は反映しています。ではそれが実践的な課題と結び付いてどう展開したのかというと、以下の四つの部分にわたって議論が展開します。

A、「講座派」「部落委員会活動の方針」的理解とその継承をめぐる

B、構造改革的・全国民的視角よりする批判  
 C、「国民融合論」の登場  
 D、新しい展開

これらすべてが今回の概説『部落解放史』近代編)には反映していません。こういうことを踏まえて、考えながら書いたのですが、もし学会向けに整理するならば、こういうことが議論になるのではないかと思って、各時期ごとに総括してみました。

## 二、「解放令」をめぐる

では、具体的に歴史の叙述の中で、どう反映していったのかということです。各論、各時期ごとに検討してみます。まず、「解放令」をめぐる書いてもらいましたが、ここではこういう歴史的事例があります。

まず、部落問題研究所の一時期の成果となり、賛否をよんだ見解です。その中に例えば、「統一戦線論」の見解(新藤東洋男)の崩壊ということがあります。私はこの論文を見たときびびりました。

なぜかという、「解放令」反対一揆について、農民が部落民を殺傷しているところへ「統一戦線」という言葉——昭和の頃、ファシズムが台頭しますが、そのとき、ファシ

ズムに反対するために労農・「社民」・共産党が連合体を組んで抵抗するという意味——を入れるのです。

ではここで使っている「統一戦線」とはなにか。「解放令」反対一揆には、他のいろんな税金とか徴兵令反対の中に「解放令」反対が入っています。維新政府に反対すること自身は立派な一つの人民闘争です。その中に「解放令」反対という、前近代的・反動的な内容が入っているのです。これをひっくり返して評価するのです。だから、差別的な事例は隠してしまう(岡映)という様になります。最初、岡さんが書いた論文では、江戸時代にこれだけ差別され、解放されたが、「解放令」反対一揆の中でまた殺傷されたという論文でした。ところが統一戦線論が盛になると、いかに岡山の農民が部落民を「解放令」の時に差別し、殺傷したかというような事例は、あまり書かないのです。

そして、農民一揆で、政府に対して部落民は一緒にあつたというように書くのですから、部落解放に反対したという事例が落ちてしまうのです。歴史をかくすことで成り立つような議論をやっていたのです。これはショッキングでした。今度はこういうことは書きませんでした。「部落解放史」ではっきり、どれだけ殺傷事件があつたということが書かれております。

それから、いま大阪大学に来ておられる広田昌希さんの

「解放令」反対一揆に対する評価は、反文明・開化論です。アンチ文明、開化に反対するという民衆の視点があるのではないか、そういう意味では「解放令」反対一揆は大変複雑な要素を持っている、という評価です。

これに対して書く方は、どう評価するかをはっきりしなければなりません。ですから、権力に対する抵抗の問題と被差別人民に対する殺傷の問題は、広田さんのように多様な価値軸でもって書かない、という観点で書きました。土俗的・土着的な思想を尊重しておられる広田さんのような考え方は重要ですが、やはり一方、割り切れないものが残るのです。

いま一つは「解放令」の評価です。ここでは、従来の研究で問題になってきた「自由な労働力の創出」(藤谷俊雄)、「必要かつ十分な解放」(馬原鉄男)、「臣民」平等が目的で「解放令」はその延長線上にある(鈴木良)、「全租税制度」維持のため必須。身分制廃止は、身分・居住・職業を分離する新しい考え方にもとづき施行」(上杉聰)というように、「解放令」施行に対しては意見が分かれていきます。どれか一つだ、とは現在の論争では言い難いのです。一番有力なのは上杉説ですが、では他の三つが完全に論破されたかという大変不十分で、相互補完的な把握のしかたもあります。そういう不十分なところも、もちろんあり

ます。つまり評価が相対的にならざるを得ず、割り切れないということがあります。

それからもう一つ力点を置いたのは、「解放令」以後の混住・融合の拡大です。大都市の「都市部落」以外、混住はあまり増えませんが、交通(就労の機会)は増えます。こういう事実を史料に即して紹介させていただきました。

それから近世とつながる点ですが、警刑役の終末ということですが、近世だと警察役や処刑の役が部落民の役職として課せられていましたが、これがほぼ明治四年、「解放令」の前後に、警察制度が確立していく過程の中でなくなっていく、近代的な巡査制度(ポリス)の末端として組み入れられていきます。それがはっきり史料の中で確認できました。したがって、その時のポリスは、けがれ役(動物の死体処理など)も継承しています。すると今度は逆に一般の側から巡査になった人が忌避するのですが、やがて公衆衛生的分野の業務と分化していきました。

## 三、融和運動・政策をめぐる

単に融和運動と言ってもさまざまな立場があります。ここで紹介しているのは、大江卓や平沼騏一郎、杉浦重剛のように大変天皇主義的な融和運動や立場と、それ以外の立

場——比較的自由主義的な、あるいは民本主義的な立場——とは分けて考え、それぞれ評価を積極的に行うことを叙述の一つのポイントにしています。

それが明治末・大正期にまで入ってくると、キリスト教的救済や立身出世論が交わってきます。キリスト教の場合、神—天皇—部落という問題が絡んできます。どこに力点を置くべきか、日本のキリスト教の場合は、もちろん天皇が最上位にきて、神の方が下にきます。逆になっていきます。こういう風に日本の大多数のキリスト者は天皇を理解し、その中でさまざまな社会的救済運動・融和運動をやっています。

賀川豊彦論が問題になっていますが、賀川豊彦をどう理解するか、これが大阪・神戸・京都などの研究者で、論点が対立しています。留岡幸助の評価もそうです。どこにポイントを置くのか、つまり支配的・治者的態度で神を理解するのか、それとも平民の地位にまで下降して理解するのか。世俗的地位など何も求めない、「地の塩」のような献身的・求道的な伝道者もいます。賀川とか留岡はどうだったのかということ。社会事業・融和運動史や神学の研究者の中で、意見が違ふという事態になっています。

次に出世の問題、あるいは種姓論の問題、血統の問題が立身出世や移住・混住の中で、さまざまな形で出てきま

す。江戸時代と違って明治の頃になると、さまざまな「解消」の可能性が出てきます。移住できる、あるいは出身を隠し世代交代を重ねることによって解消しようとするところから出てくる一つの出世願望、あるいは移住と転居で解消できるという方向です。当時の部落産業関係の資料や雑誌を見ると一種の明るい展望があります。金儲けができる、こんな良い時代はない、身分差別はあってもそれは階級の上昇でだんだん無くなっていく、という方向や抱負をもち、融和主義を語る人たちが出てきています。それはだいたい業界のお金持ちや部落の名望家の人たちです。そういう人たちの評価をどうするのか、水平社はこの方向を批判して出てきたのですが、批判しきれたのかという問題があります。

そしてこういう経過をへて昭和期に、在野の中から融和運動の論客が出てきます。これは戦前の融和行政を担った人々です。たとえば三好伊平次、山本正男といった人々は、従来の大江卓や平沼騏一郎とは考え方や方向が違います。これを従来の研究では、全部一緒に批判し、融和主義は駄目だといってきました。

それを細かく分け、比較的自由・民本主義的部分・要素を持っているような人々についての評価をやるべきではないか、ということをお話しています。その問題としての部落解放運動を基本にすえて実践すべきである、というのが渡部理論だと思っています。今後、この視点からの「国民融合論」の批判が重要かと思っています。

次に全水「社民」の潮流を重視する方向です。これまでの私などもそうだし、大串夏身さん、本書の桐村さんもそうです。だいたい今回の水平社運動はそういう立場で書いておられます。共産党と全水「社民」を統一戦線論的な枠組みでとらえなおそうというのは、われわれはある時期まではその立場を取りましたが、ある時期からそれは無理だとなりました。人によって年次が違いますが、例えば一つの時期としては一九三〇年とか一九三五年とかです。

それから、「国民融合論」的立場からの新しい見なおしというのが、大きな争点になっているので、ここは注意して下さい。というのは、部落問題研究所の人びとは、「人民的融和」（一九三六年の第一三回大会）や、糾弾権の留保（一九三七年の第一四回大会）に、一つの画期点を置くのです。この時期の全水が一番最高だったと言います。

私は、それはないでしょうと思います。その時の全水は、日中戦争前で組織内外に「転向」もあり防衛に回っている、部落委員会活動が実質的にもうやれなくなっているのです。ご承知のように部落委員会活動というのは、地区に密着して部落を改善しようという運動です。革命的にや

ところが、従来よりはだいぶ新しいということになります。しかし、評価はわれわれの中でも分かれます。私などは割合、もっとも高く評価するように考える方で、そうではなく、もうちょっと限界を厳しくする人とは意見が違いますが、今回お書きになった方は、比較的限界を厳しくする藤野豊さんですから、定説に近く、厳しくなっていますが、新資料や新事実の紹介もあり、これまでより豊かになっております。

#### 四、水平社運動史の「枠ぐみ」をめぐって

私は、これまでの研究者があまり問題にされていませんが、渡部徹「部落解放運動」（『岩波講座日本歴史18』）「解放運動の理論と歴史」（明治図書）が一番新しい問題意識だと考えています。これが学会に出されたとき、特に岩波講座の部分は、部落問題研究所が大変色めきたって、「朝田理論」だとするきびしい書評をしました。「部落解放運動」の内容は、水平社の内部のボル派の徹底した批判でした。共産党の運動の引き回しや、定説に反して何も寄与しなかったという論証を史実にそって行ったのです。

それからもう一つの『解放運動の理論と歴史』は、今日の部落解放同盟の理論だと思っています。つまり、全民族的課

るのか、革命をやたらつおされるから「社民」的・民主的にやるのかというように、立場はいろいろあります。しかし、そういうことをやらないと部落は良くならないし、それが解放につながると思います。だからそこを評価するのが当然だと思えます。

ところが、それを不明確に表現した「人民的融和」、あるいは糾弾権の内容の曖昧な「徹底的融和方針に基づく検閲制度の確立を要求」する水平社が、なぜ「最高」と言えるのか。このことは、あまりにも今の「国民融合論」を過去に引き寄せすぎるといえるか、逆に引き付けるということではないかと思えるのです。一九三七年前後の歴史的事実に即して評価しないと、あまり現代に引き付けると、おかしなことになりはしないかと思えます。

次に、時期をさかのぼって全水の創立と運動の展開をめぐってですが、私たちは、社会主義との関連については「幅広く」とらえるという立場に立っています。今までのように、全水の創立については共産党が中心的役割を果たしたというような説は取りません。「社会主義だけが首尾一貫して水平社を支持した」（鈴木）というような観点は取らない立場です。社会主義以外の民主主義者、場合によっては自由主義者も賛成・援助していた場合もあり、社会民主主義者も支持・応援をしていました。

「首尾一貫」ということでは、共産党は首尾一貫せず、全水の方針によっては反対したこともありました。これも事実に戻します。首尾一貫していたことは、最初から最後まで「全水解消論」的立場をとったことです。

一般的に社会民主主義者・自由主義者の立場からすれば、全水左派を首尾一貫して支持できないのは当然です。なぜなら、非合法派になりますから、首尾一貫して支持すれば一緒に検挙されてしまいます。非合法派になってもついて来いと言われて、非合法派になるならもうやめだと言えば、裏切った行為だというのは、人の意見の押し付けです。共産党の主張したのはこういうことですが、とりわけ部落解放運動の場合、これでは困るのです。部落解放運動というのは、さまざまな立場からの参加・賛成がないと解決はあり得ないと思えます。そういう立場からの叙述がやはり基本で、このことが渡部理論の核心だと思えます。

次に、全農全会派・本部派と、全水の解消派・非解消派の關係は地方によってまちまちで、これは一言ではとてもいえません。党的立場の人も認めるように、「解消論」では運動は縮小したのですから、もっと全農・全水とも明確にその失敗を叙述すべきだと思えます。

それから、「人民融和論」以降の全水に「漸進的革命的理論」（部落委員会活動論）が縮小・減退していくのをど

う評価するのか、これは今まで欠けていた研究史上の分野です。部落委員会活動がなくなっていく、その時と、戦時下転向の時期はつながっていきますから、その部分をどう評価するのが、今後大きな論点になります。今、私たちは、漸次的な転向がこの時期から始まるのではないかとこの議論を出しています。

さらに、生活擁護闘争（部落委員会活動）に「全人民的連帯」の欠如をみ、そこに運動の失敗とその後の「転向」をみる見方（奥村哲夫）という議論も出ています。しかし、「全人民的連帯」などというのは、当時はもうあり得なかったのです。ある意味では、全水だけが孤高に闘う条件が残っていて、他の労働者・農民はほとんど弾圧され転向路線ですから、一緒にやれなかったのです。そういうところへ、全人民的に闘わなかったから全水の運動は駄目なのだといわれても、これは無いものなだけりです。そういう評価が歴史学の上で成り立つのだろうか、こういう評価は無理ではないか、もっと事実即して書いてよいのではないかという考え方で書かれています。

以上、各論、各時期ごとの検討を大ざっぱに申し上げました。欠落した箇所、これまでの成果よりみてもっと積極的に書きうる部分など、多くの課題を残しました。『部落解放史』中巻（近代編）は、その意味で新しい枠組みを意

識しながら過渡的な産物となりました。今後の充実を期したいと思います。

なお、報告時間の制約で申し上げませんでした「総論」（A・B・C・D）の部分については、いずれかの機会に申し上げたいと思っております。（補注・当日の配布レジユメではA・Dの報告内容も記しておりました。改めて再考したいと思います。）